

令和元年 11 月 28 日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

○事案 1 私有車運転による人身（軽傷）事故について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和元年 11 月 28 日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
減給（10 分の 1）1 月 課長級 57 歳 女
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和元年 7 月 12 日、退勤時に私有車を運転中、一般道交差点において自動車による接触事故を惹き起こし、相手方に軽傷を負わせたものであります。また、上記職員は、過去において道路交通法違反を惹き起こしていたにもかかわらず、1 件についてその報告を怠っていた事が判明したものであります。

○事案 2 登米市地域材需要拡大支援事業に係る不適正な事務処理等について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和元年 11 月 28 日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
停職 9 月 主事 22 歳 男
- (3) 非違行為の概要

本件については、登米市地域材需要拡大支援事業に係る事務処理において、1 件について決裁を経ずに公文書を作成し、無断で産業経済部保管の市長印を使用し、申請者に対し補助金等交付決定通知書を送付するなど、同事業において計 3 件の不適正な事務処理を行っていたものであります。

なお、上記職員は、他の事業に係る不適正な事務処理等により、令和元年 10 月 1 日付け停職 3 月の懲戒処分としていたところではありますが、本件により、先の不適正な事務処理に係る懲戒処分が重くなるとの理由から、非違行為を隠ぺいする意図があった事を確認したものであります。

(4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員4名に対し、下記の処分を行いました。

- ・減給（10分の1）1月 課長級（51歳、男）
- ・戒告 部長級（58歳、男）
- ・訓告 次長級（54歳、男）、
課長補佐級（45歳、男）

○ 市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理、交通ルールの厳守につきましては、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、このような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今回の交通事故につきましては、被害にあわれた方に対しお見舞いを申し上げますとともに、改めて全職員に対し交通ルールの厳守について注意を喚起してまいります。

また、登米市地域材需要拡大支援事業に係る不適正な事務処理につきましては、申請を頂きました方及び関係者に対し深くお詫び申し上げますとともに、このような不適正な事務処理が再び行われないよう、全職員に対し指導してまいります。

上記2件の非違行為に対し、当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に精励するよう指導するとともに、一日も早く市民の皆様からの信頼を回復できるよう最大限努めてまいります。

〔 問い合わせ先 〕
処分及び事案1に関するもの
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 佐藤 靖

事案2に関するもの
産業経済部産業振興課
電話：0220-34-2716（直通）
担当：課長 小野寺 仁